

## 「原発メーカー訴訟」

2017年09月21日

私は「原発メーカー訴訟」の原告団に加わっている。19日、東京高裁で第一回控訴審があり、傍聴に行った。第一審で敗訴し、高裁に控訴した訳である。

原子力損害賠償法という法律に責任集中という原則が規定されていて、原発事故については電力会社だけが責任を負い、原発メーカーの法的責任を問うことができないことになっている。原発メーカーは破格の保護を受けている訳で、理解できない法律である。販売した品物に欠陥があった場合、メーカーが引き取り、損害賠償をすることは常識である。福島原発事故に対し東京電力が賠償しているが、9兆円を超す賠償額で、東電では負いきれず、国が肩代わりしている。国とは国民の税金である。

原発メーカーであるゼネラル・エレクトロニクス・カンパニーと東芝と日立製作所にも賠償責任があると問いかけたのが「原発メーカー訴訟」である。そして、この訴訟は、「プライバシー権」が認められているように、核の恐怖なしに生きる権利、「ノーニュークス（非核）権」があることを求めている裁判でもある。

控訴審では、まず、被害を受けた人が、被害がいかに残酷なものであったかを縷々述べた。事故前は、東電や原発メーカーと住民は酒を酌み交わすほどであったが、事故後は、彼らは一度も説明や謝罪に来ていないと訴えた。その後は、原告と被告が互いの主張を合わせた。原告側はパワーポイントを使って説明していた。それぞれの代理人の弁護士の主張は法律用語が多く、法律に疎い私には十分な理解はできなかった。憲法29条は「財産権は、これを侵してならない」と規定されている。原発事故は住民たちの財産権を著しく侵害している。原発の欠陥が事故を起こしたのであり、原子力損害賠償法の想定外規模の賠償に対し、原発メーカーが負わないことは人権尊重の憲法に反する。60年ほど前の「安全神話」が信じられていた時代に、原発メーカーに賠償責任なしとした法律は、今日では通用しない。被害住民には原発メーカーに対し代理請求権がある。また、東芝は原発事業に乗り出したが、不正経理があり、反原発の世相に、原発誘致が進まず、破綻状態にあることも話されていた。被告側の主張は何を言っているのか分からなかった。

裁判長は最後に、今日で結審し、次回に判決を出すと言った。一回の控訴審で結審することは原告の敗訴を明言したようなもので、驚いてしまった。傍聴席からヤジが飛んだが、3人の裁判官はこともなげに退廷していった。

午後、衆議院第二会館で法廷報告会が持たれた。興味深い報告があった。日本はインドに原発を売り込もうとしているが、インドの法律は電力会社と原発メーカー双方で、賠償責任を負うそうである。「トモダチ作戦」で、空母「ドナルド・レーガン」の米兵が被曝し、2人が死亡し、多数が健康被害を受けた。米国で裁判が起こされ、東電から資料が出されるだろうから、その資料に注視する必要がある。原子炉を造っていた技術者が東電の事故報道に偽りがあることを知り、不安と怒りを覚えたと、内実を知る人しか言えない発言をしていた。この人は、再稼働の動きはあるが、どの原発メーカーも窮地にあり、脱原発は進んでいくと話され、拍手を浴びた。最後に、最高裁に上告すると報告され、「頑張ろう」の氣勢を上げて報告会は終わった。その後、「ブッダの嘆き」というドキュメンタリー映画が上映された。ブッダが生まれたインドの地に、ウラン鉱山があり、労働者はもとより、近隣住民に多大な被害を与えている、見るに耐えない映像であった。いつの時代も、社会的弱者に真っ先に被害が及ぶものである。核は人間の科学では対処できないものであることを認め、「ノーニュークス権」に立ち、原爆廃棄、脱原発に向かうべきである。